

# 身体拘束等の適正化に関する指針

第 1.0 版

2024 年 4 月 1 日

株式会社武蔵野プリオ  
ユノトレメゾンかしわ

虐待防止対策・身体拘束適正化委員会

©2024 株式会社武蔵野プリオ ユノトレメゾンかしわ

## 改訂履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	承認
2024/4/1	1		黒木小夜子	虐待防止対策・ 身体拘束適正化 委員会

本文書は、非営利目的である場合に限り、引用・再配布・送信を認めます。

ただし、営利目的の場合は、事前に文書で申請し承認を受けなければなりません。

いずれの場合も、当施設が著作権を放棄することはありません。

本書に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

# 目次

第1 指針作成の目的	4
第2 基本的な考え方	4
第3 虐待防止委員会に関する事項	5
第4 やむを得ず身体拘束を実施する場合	6
第5 利用者等による当該指針の閲覧	8

## 第1 指針作成の目的

サービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であってもできる限り制限のない方法を検討するなど、ユノトレメゾンかしわ全体で「身体拘束等の適正化」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

## 第2 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。ユノトレメゾンかしわは、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

### 【基本的な考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ⑤ ケアの本質を考える
- ⑥ 創意工夫を忘れない
- ⑦ 身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑧ やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を行って身体拘束を行う
- ⑨ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

- ⑩ 利用者の人権を第一に考慮する
- ⑪ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ

## 【対象となる具体的な行動】

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢等を紐で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐で縛る
- ⑩ 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する

## 第3 虐待防止委員会に関する事項

### (1) 虐待防止対策及び身体拘束適正化委員会の設置

虐待防止のための対策及び身体拘束の適正化のための対策についてユノトレメゾンかしわ

全体で情報共有し、今後の未然防止及び再発防止につなげ、ユノトレメゾンかしわ全体で虐待防止及び身体拘束の適正化に取り組むため、虐待防止対策及び身体拘束適正化委員会を設置する。

## (2) 虐待防止対策及び身体拘束適正化委員会の役割

委員会は虐待防止対策及び身体拘束の適正化を進めるため、以下のことを行う。

- ① 法令及び制度の変更のある毎に規定、指針等の見直しを行う。
- ② 虐待防止対策の対応規定を職員に周知する。
- ③ 身体拘束適正化に関する指針を職員に周知する。
- ④ 身体拘束防止・適正化のための委員会を年4回(4月・7月・11月・2月)開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- ⑤ 虐待防止、身体拘束防止・適正化に関わる研修計画を年1回以上立て実施する。

## (3) 委員会の構成員

委員会の構成員は、虐待防止委員会と同一とする。

# 第4 やむを得ず身体拘束を実施する場合

## (1) 委員会の招集

緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合、速やかに虐待防止対策委員会に報告するものとする。虐待防止対策責任者は速やかに委員会を招集するものとする。

## (2) 委員会での身体拘束等の必要性の判断

委員会は、当該身体拘束等の必要性や原因・解決方法を慎重に検討すると同時に、身体拘束等を行う3要件の全てを満たしているかについて検討・確認する。

切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・・身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体拘束が一時的なものであること

## (3) 利用者及び家族への説明

身体拘束等の実施を委員会にて決定した場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」(様式1)をとること。尚、利用者及び家族に対して身体拘束等の必要性・方法・時間等について十分説明の上、記入・押印を求めるものとする。

## (4) 身体拘束等の継続

身体拘束等の実施を決定した場合及び法律上義務付けられている身体拘束に関する記録は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」(様式2)に記録するとともに、身体拘束等の適否について再検討を行うものとする。

## (5) 身体拘束等の解除

継続的な経過観察の結果を踏まえ、当該利用者に対する身体拘束等を解除する場合、施設管理者は虐待防止対策責任者に対してその旨を報告するものとする。

## 第5 利用者等による当該指針の閲覧

当該指針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ユノトレメゾン  
かしわのホームページにも掲載するものとする。

### 附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。

(様式 1)

## 身体拘束に関する同意書

\_\_\_\_\_様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

ユノトレメゾンかしわ

施設長 \_\_\_\_\_ ⑩

説明者 \_\_\_\_\_ ⑩

〈利用者・家族の記入欄〉

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

(続柄)



# 身体拘束等適正化対応フロー図

身体拘束等の必要性が懸念される事態発生

突発的・緊急的な対応が必要な場合

施設長(虐待防止責任者)・虐待防止等  
担当者に報告の上、身体拘束等実施

通常の場合(身体拘束等の要否)  
を判断する時間がある場合

施設長(虐待防止責任者)に報告

施設長(虐待防止責任者)等で身体拘束等の必要性の判断

- ・利用者の身体拘束等による心身の損害(影響)よりも、拘束しないリスクの方が高いか？
- ・身体拘束等の3つの要件(切迫性・非代替性・一時性)を全て満たすか？

身体拘束等実施が必要

身体拘束等は必要ない

虐待防止対策・身体拘束適正化  
委員会の開催依頼

- ・身体拘束以外の方法で実施
- ・委員会の再検討で【必要なし】となった  
場合は拘束等解除

〈虐待防止対策・身体拘束適正化委員会〉開催  
身体拘束に至った場合は5年間保存

身体拘束等の必要性の判断

- ・利用者の身体拘束等による心身の損害(影響)  
よりも、拘束しないリスクの方が高いか？
- ・身体拘束等も3つの要件(切迫性・非代替性・  
一時性)を全て満たすか？

身体拘束等の必要性が認められ  
ない場合

- ・身体拘束等以外の方法の提案

身体拘束等の必要性が認められた場合

- ・身体拘束等実施方法の検討
- ・身体拘束等実施時間・期間の検討

利用者・家族への説明内容(様式  
1 緊急やむを得ない身体拘束に  
関する説明書の内容)の確認

再度委員会で  
検討

身体拘束等の実施→経過観  
察→再検討→様式2へ記入

利用者・家族に説明し、記名・  
押印していただく